



に係る発明) についての特許を無効とする旨の審決(以下「別件審決」という。)をした。本件被控訴人は、東京高等裁判所に対し、別件審決に対する審決取消請求の訴えを提起し、同庁は、これを平成15年(行ケ)第36号事件として審理した結果、平成17年2月21日、本件被控訴人の請求を棄却する旨の判決をした。本件被控訴人は、上記判決を不服として、上告(平成17年(行ツ)第165号)及び上告受理(平成17年(行ヒ)第177号)の申立てをしたが、最高裁判所は、同年7月14日、「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。」との決定をし、これにより、本件特許を無効にすべき旨の別件審決が確定した。

イ したがって、本件特許権に基づく被控訴人の請求は、理由がないことが明らかになったから、原判決中、控訴人敗訴部分を取り消して、被控訴人の請求を棄却すべきである。

(2) 被控訴人の反論

控訴人の上記主張アの事実は認め、同イは争う。

第3 当裁判所の判断

1 控訴人の当審における主張アの事実は、当事者間に争いがない。

2 そうすると、特許第1855980号発明についての本件特許を無効にすべき旨の別件審決が確定したことに伴い、本件特許権は、特許法125条本文により、初めから存在しなかったものとみなされるから、本件特許権を有していることを前提とする被控訴人の請求は、その前提を欠くに至り、理由がないことが明らかである。

よって、原判決中、控訴人敗訴部分を取り消し、被控訴人の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第1部

裁判長裁判官 篠原勝美

裁判官 青柳馨

裁判官 穴戸充